

マイナンバー制度について

(第1回検討会資料2より抜粋)

マイナンバー制度における「番号利用」

番号利用：地方公共団体における個人番号を利用した対象者情報の管理(番号法別表第1関連)

- 地方公共団体は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
- 地方公共団体は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者(世帯員、児童等が想定される。)の個人番号を取得。
- このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施(平成27年9月29日に公布)。
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。

制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け(初期突合)を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

マイナンバー制度における「番号利用」

別表第一(第9条関係)

社会 保障 分野	年金分野	<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉 医療 その他 分野	<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。</u> 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、 未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等
税分野	<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>	
災害対策 分野	<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

マイナンバー制度における「情報連携」

情報連携：情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実施・添付書類の省略(番号法別表第2関連)

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報(所得情報、住民票世帯情報等)を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。
情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。
- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)

番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法第22条第2項 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

マイナンバー制度における「情報連携」

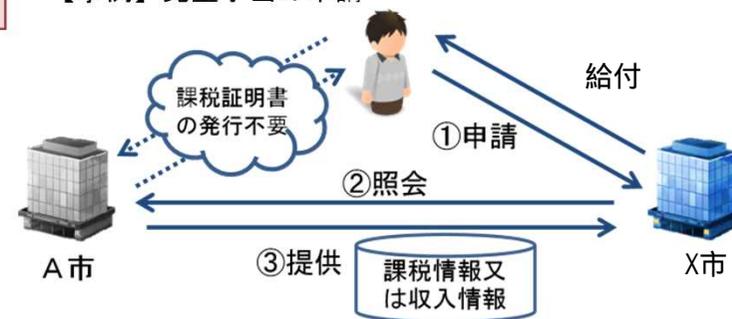
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報やり取りを行うこと。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

児童手当法による児童手当の支給に関する事務
介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請



住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



他の社会保障給付に関する情報

社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

健康保険法による保険給付の支給に関する事務
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



「番号利用」と「情報連携」ができる機関

- 「番号利用」と「情報連携」をどの機関が行うのか、各都道府県と市町村の間で確認・整理する必要がある。
- 「情報連携」を行うためには、当該事務を行うことについて法令上の根拠¹が必要。
- 事務処理要領のみに基づき都道府県の事務を市町村が実施する場合、「番号利用」は可能であるが、「情報連携」はできない。この場合、事務処理特例条例を定めれば「情報連携」が可能となる。

番号利用	個人番号利用事務実施者となる者	番号法別表第1の上欄に掲げる者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。) 当該者から同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部の委託 ² を受けた者。 上記に加え、自治体は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障又は防災に関する事務その他これらに類する事務について、条例で定めるところにより個人番号を利用できる(独自利用事務)
	個人番号関係事務実施者となる者	法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務(個人番号関係事務)を行うこととされている者。 当該者から個人番号関係事務の全部又は一部の委託 ² を受けた者。
情報連携 ³	情報照会者となる者	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。 1)。
	情報提供者となる者	番号表別表第2の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。 1)。

1 地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例条例も含まれる。(それ以外の条例、通知、事務処理要領等は含まれない)

2 単に委託を受けた者について、番号利用では事務の実施が可能であるが、情報連携では照会・提供ともできない(情報提供NWSの利用ができない)。

3 上記の他、自治体が条例により独自に番号を利用する事務について、個人情報保護委員会規則の定めるところにより、情報照会・提供を行うことができる。